

日本教育方法学会会則

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は日本教育方法学会という。
- 第2条 本会は教育方法（教育内容を含む）全般にわたる研究の発達と普及をはかり、相互の連絡と協力を促進することを目的とする。
- 第3条 本会に事務局をおく。事務局は理事会の承認を得て、代表理事が定める。

第 2 章 事 業

- 第4条 本会は第2条の目的を達成するために、下記の事業を行う。
1. 研究集会の開催
 2. 機関誌および会報の発行
 3. 研究成果、研究資料、文献目録、その他の刊行
 4. 他の研究団体との連絡提携
 5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

- 第5条 本会の会員は本会の目的に賛同し、教育方法（教育内容を含む）の研究に関心をもつものによって組織する。
- 第6条 会員は研究集会に参加し、機関誌その他の刊行物においてその研究を発表することができる。
- 第7条 本会の会員となるには、会員の推せんにより入会金2,000円を添えて申し込むものとする。会員は退会届を提出して退会することができる。
- 第8条 会員は会費年額8,000円（学生会員は6,000円）を納入しなければならない。過去3年間にわたって（当該年度を含む）会費の納入を怠ったばあいは、会員としての資格を失う。

第 4 章 組 織 お よ び 運 営

- 第9条 本会には以下の役員をおく。
- | | |
|-------|-----------------|
| 代表理事 | 1 名 |
| 理 事 | 若干名（うち常任理事 若干名） |
| 事務局長 | 1 名 |
| 事務局幹事 | 若干名 |
| 監 査 | 2 名 |
- 第10条 代表理事の選出は理事の互選による。理事は会員のうちから選出し、理事会を構成する。常任理事は理事の互選により決定し、常任理事会を組織する。事務局長は理事会の承認を得て代表理事が委嘱する。事務局幹事は代表理事の承認を得て事務局長が委嘱する。監査は総会において選出する。

- 第11条 代表理事は本会を代表し、諸会議を招集する。代表理事に事故あるときは、常任理事のうちの1名がこれに代わる。理事会は本会運営上の重要事項について審議し、常任理事会は会の運営、会務の処理にあたる。事務局は事務局長および事務局幹事で構成する。事務局は庶務および会計事務を担当し、代表理事がこれを統括する。監査は本会の会計を監査する。
- 第12条 各役員任期は3年とする。ただし再任を妨げない。
- 第13条 総会は本会の事業および運営に関する重要事項を審議し、決定する最高の決議機関である。総会は毎年1回これを開く。
- 第14条 本会に顧問をおくことができる。顧問は総会において推挙する。
- 第15条 本会は理事会の議を経て各大学・学校・研究機関・地域などを単位として支部をおくことができる。支部は世話人1名をおき、本会との連絡、支部の会務処理にあたる。

第 5 章 会 計

- 第16条 本会の経費は会費・入会金・寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
- 第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

1. 本会の会則の改正は総会の決議による。
2. 本会則は昭和39年8月20日より有効である。
3. 昭和40年8月23日一部改正（第3条・第8条）
4. 昭和48年4月1日一部改正（第8条）
5. 昭和50年4月1日一部改正（第8条）
6. 昭和51年4月1日一部改正（第7条・第8条）
7. 昭和54年4月1日一部改正（第12条）
8. 昭和59年10月6日一部改正（第3条・第10条）
9. 昭和60年10月11日一部改正（第8条）
10. 昭和63年9月30日一部改正（第8条）
11. 1991年10月6日一部改正（第7条）
12. 1994年10月23日一部改正（第8条）
13. 1998年10月3日一部改正（第8条）
14. 2004年10月9日一部改正（第9条・第10条・第11）